

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第11号

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成30年瀬戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域において行うこと。</u></p> <p><u>ア 開発区域に、令第29条の9各号に掲げる土地の区域（災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域を除く。）を含まないこと。</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>(2)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により条例</p>	<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p><u>(1) 開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>(2)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により条例</p>

<p>で定める建築物の新築等)</p> <p>第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により 条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変 更（以下「新築等」という。）は、次の各号に 掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築 等とする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する土地 の区域において行うこと。</u></p> <p><u>ア 建築物の新築等を行う土地の区域に、令 第29条の9各号に掲げる土地の区域（災 害の防止が図られている土地の区域として 市長が認める土地の区域を除く。）を含ま ないこと。</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項 第2号ロからニまでに掲げる土地の区域と して市長が認める土地の区域を含まないこ と。</u></p> <p>(2)から(7)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>で定める建築物の新築等)</p> <p>第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により 条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変 更（以下「新築等」という。）は、次の各号に 掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築 等とする。</p> <p><u>(1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第 8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地 の区域として市長が認める土地の区域を含ま ないこと。</u></p> <p>(2)から(7)まで &lt;省略&gt;</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。